

◎情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）

- 1 郵政民営化法の施行に伴い、日本郵政公社が解散することから、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。（第 1 条、第 2 条関係）

- (1) 情報公開条例
- (2) 個人情報保護条例

- 2 施行期日

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）

- 1 工場立地法第 4 条の 2 の地域準則の制定等に係る事務を新たに釜石市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）

- 2 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項の変更の届出の受理を新たに釜石市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）

- 3 租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。（別表第 2 関係）

- 4 施行期日

この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行することとした。ただし、3 は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 19 号）の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。（第 4 条関係）

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎公会堂条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）

- 1 公会堂のギャラリーについて、使用許可の対象施設とするとともに、その利用料金の上限額を定めることとした。（別表第 1、別表第 2 関係）

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 平成 19 年 4 月 30 日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととする事とした。（附則第 21 項関係）

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）

- 1 雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続期間が 12 月以上あることを受給資格要件とすることとした。（第 10 条関係）

- 2 船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除することとした。（第 10 条関係）

- 3 施行期日等

- (1) この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 条関係）

- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第 2 条、附則第 3 条関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 50 号）

1 租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。(別表第6関係)

2 施行期日

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)の施行の日から施行することとした。  
(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

(1) 信託法の施行に伴い、所要の整備をすることとした。(第8条、第9条、第27条～第27条の3、第31条の2、第39条、第42条～第43条、第45条、第47条、第47条の6、第53条の2、第53条の2の2、附則第16条の2、附則第18条の2、附則第18条の4、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2の2、附則第20条の2の4関係)

(2) 租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。(附則第16条、附則第16条の2関係)

2 社会福祉事業の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除について、障害者自立支援法の規定による社会福祉法の一部改正の施行前後において、課税免除対象自動車が変わらないよう所要の整備をすることとした。(第103条の6関係)

3 その他所要の整備をすることとした。

(1) 法人県民税の課税地に関し、事務所等が県内に複数ある場合の課税地に関する規定について、総則で1つにまとめて定めることとした。(第8条、第39条関係)

(2) 地方税法施行令及び地方税法施行規則を引用する規定について、所要の整備をすることとした。(第27条、第42条、第44条、附則第16条、附則第16条の2、附則第27条関係)

(3) その他所要の整備をすることとした。(第44条関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、信託法の施行の日から施行することとした。ただし、2並びに3(2)(第44条及び附則第27条の改正部分に限る。)及び(3)は公布の日から、1の(2)は平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1条関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条、附則第3条関係)

(3) 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成19年岩手県条例第31号)の一部を改正することとした。(附則第4条関係)

◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 岩手県立東和病院附属田瀬診療所及び岩手県立軽米病院附属小軽米診療所を廃止することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成19年9月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例(条例第53号)

1 郵政民営化法の施行に伴い、日本郵政公社が解散することから、所要の整備をすることとした。(第7条関係)

2 施行期日

この条例は、平成19年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 刑事部の分掌事務に「犯罪による収益の移転防止に関すること。」を加えることとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)